

平成26年全国消費実態調査の概要

【目 的】

全国消費実態調査は、家計の構造を「所得」、「消費」、「資産」の3つの側面から総合的に把握することを目的として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産について5年ごとに調査する。

【実施期間】

平成26年9月、10月及び11月の3か月間

【対 象】

総務大臣の指定する地域（約1,000市町村）において、総務大臣の定める方法により選定された約56,400世帯

【調査方法】

都道府県知事が任命する調査員が、担当調査単位区内にある世帯を訪問して調査票を配布する（8月～11月）。

回答は、調査員による調査票の回収又はオンラインにより行う（9月～12月）。

【調査事項】

収入・支出に関する事項、主要耐久消費財に関する事項、年間収入・貯蓄現在高・借入金残高に関する事項、世帯・世帯員に関する事項、現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項

【公 表】

平成27年7月からインターネット、刊行物及び閲覧により順次公表

経常的に実施している基幹統計調査の概要

総務省が、世帯を対象として経常的に実施している基幹統計調査は、「家計調査」、「労働力調査」及び「小売物価統計調査」で、それぞれの調査の概要は次のとおり。

家計調査の概要

- [目的] 国民の家計収支の実態を明らかにするため、昭和21（1946）年から実施
- [実施] 毎月
- [対象] 約9,000世帯（約200市区町村）
- [調査方法] 調査員による調査票の配布・収集
- [調査事項] 毎日の収入と支出、年間収入、貯蓄・負債の状況等
- [公表] 調査月の翌月末。閣議報告

労働力調査の概要

- [目的] 国民の就業・不就業の実態、完全失業率などを明らかにするため、昭和21（1946）年から実施
- [実施] 毎月
- [対象] 15歳以上の者約10万人（約1,400市区町村）
- [調査方法] 調査員による調査票の配布・収集
- [調査事項] 月末1週間における就業状態、従業上の地位、雇用形態、産業、職業、失業者の求職理由、求職活動方法等
- [公表] 調査月の翌月末。閣議報告

小売物価統計調査（家賃調査）の概要

- [目的] 国民生活の上で重要な商品・サービスの価格・料金の実態を明らかにするため、昭和25（1950）年から実施
- [実施] 3か月に1度
- [対象] 約28,000世帯（約167市区町村）
- [調査方法] 調査員による調査世帯からの聞き取り
- [調査事項] 月額家賃、延べ面積などの住居に関する事項
- [公表] 原則として毎月26日を含む週の金曜日。消費者物価指数は閣議報告